

## 滑川市福祉ポイント加盟店等規約

本規約は、滑川市LINE公式アカウント上で展開する事業に関して、市と滑川市福祉ポイントを使用することができる店舗又は施設（以下「加盟店等」といいます。）との間の契約関係を定めたものです。市から加盟店等としての登録を受けることを希望する者（以下「登録希望者」といいます。）は、本規約にご同意いただいた上で、市に対し、加盟店等の登録をお申込みいただく必要があります。また、登録希望者がお申込みいただいたときは、本規約に同意したものとみなします。

### （定義）

第1条 本規約では、以下の用語は次に定める意味を有するものとします。

- (1) 滑川市福祉ポイントの名称は、「ふくポ」とします。
- (2) 「ふくポ」（以下、「ポイント」といいます。）とは、市が、滑川市LINE公式アカウントを通じて、利用者に対して発行し、電磁的方法により記録されるデジタル地域通貨であって、利用者が加盟店等においてポイント使用取引決済に使用することができるものをいい、別表に定める条件が適用されるものをいいます。
- (3) 「ポイント取引」とは、利用者が加盟店等において、市からポイントと引き換えに、サービスの提供を受ける取引をいいます。
- (4) 「ポイント取引金額」とは、ポイント使用取引において決済されたポイントに相当する金額をいいます。
- (5) 「加盟店等」とは、市にて発行される、ポイントを使用することができる店舗又は施設として市が登録する事業者をいいます。
- (6) 「対象サービス」とは、加盟店等が、ポイントと引き換えに利用者に提供するものとし、第2条の申込みをしたサービスをいいます。
- (7) 「本システム」とは、滑川市LINE公式アカウント及びポイントの発行・管理システムをいいます。
- (8) 「利用者」とは、市からポイントの発行を受け、当該ポイントを使用し、又は使用するしようとする者をいいます。
- (9) 「発行者」とは、ポイントの発行体となる者をいいます。

(10)「MPM方式」とは、Merchant-Presented Modeによる決済方式（静的二次元コードを加盟店等に設置し、利用者のスマートフォンのアプリケーションでその二次元コードを読み込んで決済処理を行う方式）をいいます。

(11)「本契約」とは、本規約に基づき市と加盟店等の間に成立する加盟店等契約をいいます。

（加盟店等の登録）

第2条 登録希望者は、本規約の内容を承諾の上、市指定の方法に従い、加盟店等としての登録を申し込むものとします。登録希望者は、市に対して、申込み時に提供した情報が正確かつ最新の内容であることを確約するものとします。

2 市は、登録希望者が前項の申込みをしたときは、加盟店等の登録審査を行い、審査の結果、加盟店等として登録希望者の登録を認めるときには、登録希望者に対して通知することとします。また登録を認めないときも、市より通知するものとします。

3 市は、加盟店等に対し、ポイント決済に必要な二次元コード及び説明書類を送付するものとします。

4 本契約は、市が登録希望者に対して第2項に従って登録を認める旨を通知した時点で成立するものとします。

5 加盟店等は、前項に従い登録した情報について変更があるときには、速やかに、変更後の情報を申込み書に記入の上、市に提出するものとします。

（ポイント使用取引）

第3条 加盟店等は、別表に定めるポイントの内容及び条件に従い、利用者との間で、ポイントの使用取引を行うことができるものとします。

2 加盟店等は、ポイント使用取引においては、MPM方式での決済を指定するものとします。

3 加盟店等は、次項に定めるときを除き、利用者からのポイント使用取引の申込みを拒絶しないものとします。

4 加盟店等は、利用者からポイント使用取引の申込みを受けたときであっても、次のいずれかに該当するときは、ポイントによる決済を行ってはならないものとします。

(1) 利用者が不正な方法で取得されたポイントであることを知って、当該ポイント

による決済を認められたとき。

(2) 第1号に該当すると疑われるとき。

(3) 市からポイント使用取引の中止を求められたとき。

5 加盟店等は、原則として利用者との間で行ったポイント使用取引の取消し又は解除はしないものとします。ただし、対象サービス以外に利用したときはその限りではありません。

(加盟店等)

第4条 加盟店等は、市指定の加盟店等の二次元コード及び販促物等を、市の指示に従って設置し、又は表示するものとします。

(ポイント取引金額等の支払)

第5条 ポイント取引金額は、第3条第1項に定める加盟店等及び利用者による操作が本システムに反映された時点で確定するものとします。

2 加盟店等は、次項に定めるポイント取引金額を本システム上等にて確認するものとし、その記載内容に異議があるときは、その根拠を市へ提示するものとします。

3 毎月末日（以下「売上締め日」といいます。）から10日以内に加盟店等から連絡がないときは、市は加盟店等がその記載内容に異議なく承認したものとみなすことができます。ただし、加盟店等は記載内容に第3条第4項に示す取引があったときはその限りでなく、期限の定めなく記載内容に異議を申し立てることができるものとします。

4 市は、ポイント取引金額を売上締め日で締め、その1ヶ月以内に、加盟店等が指定した振込口座に、売上締め日までのポイント取引金額（ただし、第3条第5項により取り消し、又は解除されたポイント使用取引に係るポイント取引金額、第6条第2項又は第4項により支払を要しないポイント取引金額、同条第3項に基づき返還を要するときの差引返還額を差引いた合計金額を控除した残額とします。）と福祉利用券の合計金額を支払うものとします。

(不正なポイント使用取引の処理)

第6条 加盟店等が第3条第4項第1号から第3号のいずれかに該当するポイント使用取引（本条において「使用取引」といいます。）を行ったことが判明したときは、加盟店等は市に対しその旨を直ちに通知するとともに、市が行う調査に協力するものとします。

- 2 市は、加盟店等が第3条第4項第1号から第3号のいずれかに該当することを認識した上で使用取引を行ったときは、加盟店等に対し当該使用取引にかかるポイント取引金額を支払う義務を負わないものとします。
- 3 前項に規定するときにおいて、市が加盟店等に対し当該使用取引にかかるポイント取引金額を支払済みであるときは、加盟店等は、市に対し当該金額を、市の指定する方法により返還するものとします。
- 4 市は、加盟店等が第3条第4項第1号から第3号に該当することを認識した上で使用取引を行ったと市が判断したとき又は加盟店等が第1項に定める通知若しくは調査への協力を怠ったときは、加盟店等に対し当該使用取引にかかるポイント取引金額相当額の支払を拒絶することができるものとします。なお、当該使用取引が第3条第4項第1号から第3号に該当しないことが判明したときは、市は、加盟店等に対し当該使用取引にかかるポイント取引金額を、市の指定する方法により支払うものとし、遅延損害金は発生しないものとします。

(クレーム対応等)

第7条 加盟店等は、対象サービスに関連して、利用者又は第三者からクレームを受けたときは、契約期間中はもとより契約終了後においても、自己の責任において対応し解決を図り、クレーム再発防止のために必要な措置を講じるものとします。

- 2 加盟店等は、前項のクレームを解決するにあたって、利用者又は第三者の意向を十分尊重して速やかに対応するものとします。
- 3 加盟店等は、対象サービスに関連して、法令違反又は行政処分等の対象となることが認められ、又はそのおそれがあると認めるときは、その内容及び経過を市指定の方法で、市に対して報告するものとします。また、加盟店等が前2項のクレーム対応を行うとき又は本項に定める法令違反等の事由により、利用者への通知、プレスリリース又は自主回収などを行うときには、事前に事務局にその内容を通知するものとします。

(遵守事項)

第8条 加盟店等は、本規約のほか、法令、政令、規則その他関係法令及び行政官庁によるガイドライン等を遵守し、自ら善良なる管理者の注意をもって誠実に業務を行うものとします。

- 2 加盟店等は、市がポイントの利用促進のために、印刷物、電子媒体等に加盟店等

の名称及び所在地等を掲載する旨の申し入れをしたとき、これに協力するものとします。

- 3 加盟店等は、市が別途書面により事前に承諾したときを除き、本規約に基づいて行う業務を第三者に委託することができないものとします。

（個人情報の取扱い）

第9条 加盟店等は、本契約の履行及びポイント使用取引において、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」といいます。）第2条第1項に規定する個人情報（特定個人情報を除く。以下同じ。）、法第2条5項に規定する仮名加工情報、法第2条第6項に規定する匿名加工情報、法第73条第3項に規定する削除情報等、法第109条第4項に規定する削除情報及び法第116条第1項の規定により行った加工の方法に関する情報をいいます。以下同じ。）を取り扱うときは、法令、ガイドライン等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、当該個人情報を機密事項として保護するとともに、これを本契約の履行及びポイント使用取引以外の目的に利用してはならないものとします。

- 2 加盟店等が、本契約の履行又はポイント使用取引のために個人情報を取得するときは、利用目的を明確にし、利用目的の達成のために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により行わなければならないものとします。
- 3 加盟店等は、市の指示又は承認があるときを除き、業務を処理するために取り扱う個人情報等を当該業務の目的以外の目的のために自ら利用し、又は、提供してはならないものとします。
- 4 加盟店等は、本契約の履行又はポイント使用取引により取得した個人情報（以下「本個人情報」といいます。）の取扱いに当たっては、善良なる管理者の注意をもって管理するものとし、適切な安全管理措置を講じなければならないものとします。
- 5 加盟店等は、本個人情報を、本契約の履行又はポイント使用取引の実施の目的に必要な範囲を超えて複写、複製、改変、加工等してはならないものとします。
- 6 加盟店等は、本個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい、盗用等の事故が発生したときは、直ちに市に書面にて報告するとともに、本人からの苦情への対応等を市と協議し、市の指示に従って適切な措置を講じるものとします。加盟店等は、発生した事故の再発防止策について検討し、その内容を市に対し書面にて報告するとと

もに、市と協議のうえ、決定した再発防止策を加盟店等の責任と費用負担で講じるものとします。

7 加盟店等は、本規約に違反し、又は本個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい、盗用等の事故が発生し、市が本人若しくは第三者から請求を受け、又は市と本人若しくは第三者との間で争訟が発生したときは、加盟店等の責任及び費用負担をもってこれらに対処し解決するものとします。加盟店等は、本規約に違反し、又は本個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい、盗用等の事故により、市が損害を被ったときは、市に対して当該損害を賠償しなければならないものとします。

8 市は、加盟店等がこの規約に違反し、個人情報等の不適切な取扱いを行ったときにおいて事前に市から事情の徴収を行った上で、次の(1)から(5)までのいずれかに該当すると認められるときは、加盟店の名称、所在地及びその個人情報等の不適切な取扱いの内容を公表することができるものとします。

(1) 第1の規定に違反し、秘密を漏らしたとき。

(2) 第2の規定に違反し目的外の利用又は提供をしたとき。

(3) 第4及び第5の規定違反したとき。

(4) (1)から(3)までに相当する個人情報等に不適正な取扱いがあるとき。

(5) (1)から(4)までに規定するもののほか、個人情報等の不適正な取扱いの態様、個人情報等の内容、損害の発生状況等を勘案し、公表することに公益上の必要性があるとき。

(契約期間)

第10条 本契約は、第2条第4項の規定による本契約の成立時の効力を生じ、初めて契約した日から令和8年3月31日まで効力を有するものとします。ただし、契約期間満了日の1か月前までに、市又は加盟店等のいずれからも書面による申出がないときは、本契約は更に1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とします。

2 加盟店等は、本契約を終了する旨の通知をするときは、市の指定する書式及び方法にて行うものとします。

3 前各項にかかわらず、ポイントのサービス提供が理由の如何を問わず終了したときは、本契約も当然に終了するものとします。このときにおいて、加盟店等は、本契約の終了による損害の補償等を市に請求することはできないものとします。

(解約)

第11条 加盟店等は、解約日の1か月前までに、市指定の方法により申し入れることにより、本契約を解約することができるものとします。

2 市は、解約日の1か月前までに加盟店等に申し入れることにより、本契約を解約することができるものとします。

(解除)

第12条 市は、加盟店等が次のいずれかの事由に該当したときは、直ちに本契約を解除することができます。

(1) 本規約に違反したとき。

(2) 手形又は小切手の不渡りが発生したとき。

(3) 差押え、仮差押え、仮処分その他の強制執行又は滞納処分の申立てを受けたとき。

(4) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立てがされたとき。

(5) 加盟店等の信用状態に重大な変化が生じたとき。

(6) 解散又は営業停止状態となったとき。

(7) 市による連絡が取れなくなったとき。

(8) 販売方法、対象サービス、その他業務運営について行政当局による行政指導又は行政処分を受けたとき。

(9) 加盟店等に対してクレームが頻発し、市が加盟店等に対して必要な措置を講ずることを求めたにもかかわらず、加盟店等が必要な対応を行わないとき。

(10) 販売方法、対象サービス、その他業務運営が公序良俗に反し、加盟店等にふさわしくないときと市が判断したとき。

(11) 本項各号のいずれかに準ずる事由があると市が判断したとき。

(12) その他市が加盟店等との本契約の継続が困難であると判断したとき。

2 本条に基づき本契約が終了したときにおいて、市は、加盟店等に対し、設備投資、費用負担、逸失利益その他加盟店等に生じた損害につき一切責任を負いません。

(契約終了時の処理)

第13条 加盟店等は、本契約が終了したときは、その理由の如何を問わず、直ちにポイント使用取引を停止します。

2 本契約終了時に本契約に基づく未履行の債務があるときは、当該債務については

その履行が完了するまで本契約が適用されます。

- 3 本契約終了後も、第6条、第7条、第9条、本条、第14条、第15条、第17条、第18条、第19条、第20条の規定については、その効力が存続するものとします。

(損害賠償・費用負担)

第14条 加盟店等は、加盟店等と利用者との間で、対象サービスに関して紛争が生じたときには、すべて加盟店等の責任と負担において解決するものとします。市は、加盟店等と利用者その他の第三者との間の紛争について、一切の責任を負いません。また、これらの紛争について、加盟店等の同意を得ることなく、当該利用者又は第三者に対し当該紛争に関する情報提供その他の援助を行うことができます。

(通知の方法)

第15条 本契約に関する市から加盟店等への通知は、書面、加盟店等が本契約に関する通知先として登録した電話番号への架電等若しくは電子メールアドレスへの電子メール送信又はその他事務局が適当と認める方法により行われるものとします。

- 2 前項の通知が電話番号へのメッセージの送信又は電子メールアドレスへの電子メールの送信の方法により行われるときは、市が前項に定める電話番号又は電子メールアドレスに通知を発した時点で通知が完了したものとみなします。

(本規約の変更)

第16条 市は、市の裁量により、本規約を変更することがあります。市は、本規約を変更するときは、市が適切と判断する方法により加盟店等に当該変更内容を通知するものとします。

(権利の譲渡等)

第17条 加盟店等は、本契約に基づく一切の権利を譲渡し、転貸し、担保に差入れ、その他形態を問わず処分することはできないものとします。

(秘密の保持)

第18条 加盟店等は、この規約による業務の処理上、知り得た秘密を他人に漏らしてはならないものとします。

(協議)

第19条 市及び加盟店等は、本規約に定めのない事項又は本規約の解釈に生じた疑義について、誠実に協議して解決を図るものとします。

(準拠法、管轄裁判所)

第20条 本契約に関する訴訟については、富山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。本契約の成立、効力、履行及び解釈については、日本法に準拠するものとします。

以上

令和7年3月10日施行

別表（第 1 条、第 3 条関係）

|           |                                                                         |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------|
| 発行者       | 滑川市                                                                     |
| 発行価格      | 1 ポイント = 1 円<br>※なお、入浴施設における消費ポイント数等については、別に定めることとします。                  |
| 有効期間      | 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日                                                    |
| 対象店舗及び施設  | 「ふくポ」及び「滑川市福祉利用券」が使用できる富山県内の店舗及び施設とします。<br>※なお、市営バスにおいては、ふくポの使用は不可とします。 |
| ユーザーの申請方法 | 滑川市 L I N E 公式アカウントを通じて申請                                               |
| 使用条件      | ポイント使用取引において、ポイントが不足したとき、利用者は不足分を現金その他支払方法にて支払うことができるものとします。            |
| 決済方法      | 市が確認した使用実績に応じて指定口座へ振り込むこととします。                                          |
| 開始時期      | 令和 7 年 4 月                                                              |